

平成20年3月 第97回

大野・勝山地区広域行政事務組合議会 定例会 会議録（第1日）

平成20年3月24日（月）

午前10時 開議

1. 議 事 日 程

- 第1 議席の一部変更の件
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 議案第1号から議案第10号まで（10件）
（一括上程、提案理由の説明）

2. 出 席 議 員（11名）

1番	倉田源右エ門 君	2番	松村治門 君
3番	北川晶子 君	4番	北山謙治 君
5番	廣田與三次郎 君	6番	谷口治衛 君
7番	宮澤秀樹 君	8番	高岡和行 君
9番	常見悦郎 君	10番	松井治男 君
11番	畑中章男 君		

3. 説明のため出席した者

管理者	山岸 正裕 君	副管理者	岡田 高大 君
参事	松山 保雄 君	参事	石倉 善一 君

愛護センター 所長	山 範男 君	会計管理者	松本 孝治 君
秘書政策局長	山本 一郎 君	市長公室長	高木 和昭 君
事務局長	山田 誠一 君	事務局次長	北島 一巳 君

4. 書 記

書記長	鳥山 昌久	書記長補佐	荻安 和幸
書 記	山岸 善太郎		

5. 議事

(午前10時03分 開議)

○ 議長 (畑中章男君)

これより、平成20年3月第97回大野・勝山地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

3月3日、藤堂勝義君と川端義秀君より議員を辞職したい旨の届け出がありましたので、同日付でこれを許可いたしました。

新たに大野市議会において谷口治衛君と常見悦郎君が、当組合議会議員として選出されましたので、ただいまからご紹介申し上げます。

谷口治衛君、ご起立願います。

(谷口治衛君 起立 礼 着席)

○ 議長 (畑中章男君)

ご着席ください。

常見悦郎君、ご起立願います。

(常見悦郎君 起立 礼 着席)

○ 議長 (畑中章男君)

ご着席ください。

以上でご紹介を終わります。

この際、議事の進行上、新たに当組合議会議員となられた谷口治衛君と常見悦郎君の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

次に、議会運営委員として、常見悦郎君が選任されたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1「議席の一部変更の件」を議題といたします。

新たに当組合議会議員となられました谷口治衛君と常見悦郎君の議席の指定に関連して、議席の一部を変更したいと思います。

その議席番号及び氏名を事務局より朗読いたさせます。

○ 書記長 (鳥山昌久君)

朗読いたします。

7番 宮澤秀樹議員、

8番 高岡和行議員、

以上であります。

○ 議長 (畑中章男君)

お諮りいたします。

ただ今、朗読したとおり議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (畑中章男君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今朗読したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

次に、日程第2「議席の指定」を行います。

このたび新たに当組合議会議員となられた谷口治衛君と常見悦郎男君の議席については、会議規則第4条第2項の規定により、議長において

6番 谷口治衛君、

9番 常見悦郎君

を指定いたします。

次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第73条の規定により、議長において

2番 松村治門君、

8番 高岡和行君

の両名を指名いたします。

次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、先刻、議

会運営委員会において協議の結果、本日から26日までの3日間とすることで意見の一致を見ておりますので、そのようにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(畑中章男君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から26日までの3日間と決定いたしました。

日程第5、議案第1号「平成20年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計予算」、議案第2号「平成20年度大野・勝山地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算」、議案第3号「平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)」、議案第4号「大野・勝山地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」、議案第5号「大野・勝山地区広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の制定について」、議案第6号「大野・勝山地区広域行政事務組合一般職の職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について」、議案第7号「大野・勝山地区広域行政事務組合特別職の職員の報酬、給料及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第8号「大野・勝山地区広域行政事務組合情報公開条例等の一部改正について」、議案第9号「大野・勝山地区広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について」、議案第10号「訴えの提起について」

以上、10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、山岸君。

(管理者 山岸正裕君 登壇)

○ 管理者(山岸正裕君)

おはようございます。

第97回大野・勝山地区広域行政事務組合議会定例会の開会に当たり、当広域行政事務組合の主要な事業の取り組み状況について申し上げますとともに、ただ今上程されました平成20年度当初予算案をはじめとする各議案のご説明を申し上げます。

はじめに、大野市議会選出の藤堂勝義議員、川端義秀議員の辞職に伴い、今議会から常見悦郎議員、谷口治衛議員が新たに当広域行政事務組合議会議員として選出されました。ご就任の議員におかれましては、当圏域発展のため今後なお一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、この冬は、年末年始にまとまった降雪があったものの、その後適度な降雪で推移したため、市民生活への支障や除雪にかかる負担が例年より少なかった上、圏域内のスキー場はいずれも営業日数が十分確保できる積雪量に恵まれた理想的なシーズンでありました。

一方、国政においては、道路特定財源の暫定税率の存続、廃止をめぐる議論が与野党間で激しく展開され、間もなくヤマ場を迎えることとなります。

全国知事会や全国市長会などで構成する地方六団体は、本年1月21日に「暫定税率の廃止」に反対する緊急共同声明を発表いたしました。この声明では、地方が進めている幹線道路のネットワーク形成や、通学路整備、橋梁などの維持管理に使われている道路特定財源は、必要不可欠なものであると強調しております。

圏域の発展に不可欠な中部縦貫自動車道早期開通の実現に向けまして、当組合も両市の運動に連動し、毎年、国や知事への要望活動を行っているところでありますが、暫定税率が廃止されたならば、真に必要な道路として認められた大野油坂道路のこれからの整備な

どに計り知れない影響を及ぼすほか、厳しい状況下にあります地方財政運営を直撃し、教育や福祉など市民生活に深刻な影響を及ぼしかねないと危惧しているところでもあります。

将来の奥越地域の発展のためには、ぜひとも地方六団体の緊急共同声明の趣旨に沿った国会での決定を強く望むものであります。

それでは、当広域行政事務組合の主な事業の取り組み状況につきまして、その概要のご報告を申し上げます。

まず、一般廃棄物処理施設管理運営事業について申し上げます。

ごみ処理施設「ビュークリーンおくえつ」につきましては、昨年3月から10月にかけて、他の溶融施設をはるかに上回る228日の連続運転を記録した後、去る2月に定期点検整備を行いました。特に異常は認められませんでした。

この結果、施設の安全・安心が確保されたことから、引き続き、安定した稼働に努力してまいります。

一方、ガス化溶融炉の用役費や修繕費等の維持管理経費につきましては、昨年7月に燃やせるごみの中に金属類が混入していたため、可燃物用破砕機の刃が次々に割れ、高額の取替費を要したことなど、特別の理由のある経費の増加を除き、ほぼ当初の想定どおりで推移をいたしております。

また、平成20年度は、3年間の運転管理業務委託の最終年度となりますので、平成21年度以降の運転管理につきまして、施設の延命化、並びに経費抑制を目標に据え、先進地でき取り組まれている包括的長期一括契約なども視野に入れながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、最終処分場「エコバレー」については、昨年12月にエコバレー適正化検討委員会の報告を受け、地元住民にご了承をいただき、

埋立再開にこぎつけたところでしたが、2月には放流水水質が自主基準値を超えたため、放流を停止いたしました。

また、この3月には、エコバレー設計業者により、昨年8月に設置された小段堰が積雪で脱落する事故が発生いたしました。たび重なる遺憾な事態に対しまして、両市民の方々に改めておわびを申し上げます。

当組合としては、適正化検討委員会の報告書を踏まえ、エコバレー維持管理基本計画を策定し、適正な施設管理を確実に実施する所存であります。

まず第1点としましては、埋立地内に降る雨水を適切に排除し、浸出水処理施設の処理能力以下に抑えることが肝要のため、脱落した堰の復旧改善工事を速やかに実施するとともに、エコバレー設計業者が約束している新たな雨水排水路の設置を必ず実行させることであります。

その他、排水路の清掃など、当組合職員で対応できる雨水排除策を実行するなど、雨水排除に有効な手だてがあれば、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目といたしましては、浸出水処理後の安定放流を図るため、浸出水処理施設の運転管理業務を数年間専門業者に委託したいと考えております。

併わせて、この委託中に組合職員も管理業務に関与させ、実践的な管理技術ノウハウを習得させる考えであります。

3点目といたしまして、経年劣化の不安がぬぐいきれないとされた浸出水導水管に将来問題が生じるときの補修のため、また準好気性埋立構造の維持のため、マンホール設置工事の実施設計に着手したいと考えております。

このほかにも、施設の安全・安心のために行えることについては、対応を図り、信頼回復に努めてまいります。

また、不適正事態の是正に要した費用については、その費用弁償について設計業者に協議を求めておりましたが、応じないことから、提訴に踏み切りたいと考えております。

次に、介護保険認定審査会及び障害者介護給付市町村審査会運営事業について申し上げます。

当組合では、保健・医療・福祉分野の有識者20名を審査委員会委員に委嘱し、1部会5名編成で4部会に分け、認定・判定業務を行っております。

介護保険認定審査会の平成19年度実績は、2月末現在で審査会を118回開催し、延べ3,409人の認定数となっております。前年度同期比較で83人の増、率にして2.5%増加しており、今後も増加傾向が見込まれるところであります。

また、障害者介護給付審査会の平成19年度実績は、2月末現在で審査会を18回開催し、延べ55人の障害区分判定を行っております。

今後とも、それぞれの制度内容に沿った公平公正かつ適正な審査を行うとともに、審査会の円滑な運営と事務の効率化を図ってまいります。

次に、青少年健全育成事業について申し上げます。

奥越青少年愛護センターでは、青少年の非行防止のため、170名の補導委員を中心に、地域に密着した街頭補導と「愛の一声運動」を推進しております。

平成18年度では、喫煙12件を含む661件、平成19年度は1月末現在で喫煙7件、無断外泊と家出それぞれ1件を含む1,038件の声かけがありました。

児童・生徒に地域の大人の温かい思いやりをかけていただいた補導委員各位に感謝を申し上げます。

一方、青少年の地域社会への貢献活動を促

進するため、毎年「善行青少年表彰」を実施いたしております。

平成19年度は、募金活動、環境美化やお年寄りとの交流など、すぐれたボランティア活動に取り組んだ児童2名と7つの児童・生徒の団体を2月8日、ビュークリーンおくえつにおいて表彰をいたしました。

また、昨年10月、管内小・中・高の児童生徒約3,000人を対象に実施した意識調査結果をこの1月に報告書にまとめ、各学校や健全育成関係者に配布いたしました。

この報告書では、青少年を取り巻く環境や家庭、友達とのかかわりなどについて、5年前の同調査結果との比較も行っており、関係各位の積極的な活用をお願いしたいと思っております。

次に、広域交流事業について申し上げます。

1月18日に当組合が事務局を兼ねる奥越前観光連盟と郡上市観光連盟が主催となり、「なれずし・漬物・味自慢大会」を奥越地域地場産業振興センターで開催いたしました。

この大会には、大野市、勝山市及び郡上市の51の市民や団体からなれずしや漬物など75点が出品され、試食会には出品者をはじめとして市民約200名が集い、奥越前・郡上の地域文化に根づいた家庭の味を楽しみました。

今後も、こうした郡上との交流を維持、発展させていくことにより、両圏域をつなぐ中部縦貫自動車道の早期完成の必要性をアピールしていくとともに、奥越地域の特質ある食文化の伝承に寄与してまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提出の各議案等の概要についてご説明を申し上げます。

平成20年度予算議案につきましては、塵芥処理施設建設事業にかかる組合債の元金償還が始まることから、平成20年度一般会計予算は、前年度予算より増額をいたしております。

一般会計予算では、8億6,517万円、ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算では、563万3,000円を計上いたしております。

その他の議案は、平成19年度補正予算案が1議案、大野・勝山地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例など、条例案が6議案及びエコバレー問題にかかる損害賠償請求の訴えの提起についてであります。

これらの議案については、後ほど、事務局長からその詳細を説明させますので、よろしくご審議の上、妥当なご決議を賜われますようお願いを申し上げます。

○ 議長（畑中章男君）

事務局長、山田君。

（事務局長 山田誠一君 登壇）

○ 事務局長（山田誠一君）

それでは、議案第1号から議案第10号について説明を申し上げます。

まず、

議案第1号 平成20年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計予算についてでございますが、第1条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億6,517万円と定めるものでございます。いよいよ本年度から起債の元金償還が始まりますので、予算総額は前年度比1億2,994万4,000円、17.6%の増となっております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」にて後ほど説明を申し上げます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては、最高限度額を昨年と同額の1億5,000万円といたしております。

歳出予算の流用につきましては、第3条に記載のとおりでございます。

それでは、1頁をお開きください。

「第1表歳入歳出予算」の歳入からご説明いたします。

1款、分担金及び負担金7億1,126万9,000円は、大野市、勝山市からの負担金であります。前年度比6,916万5,000円、10.8%の増となっております。

2款、使用料及び手数料4,912万1,000円の主なものは、一般廃棄物持込手数料で、前年度比1,008万円の増を見込んでいます。

3款、県支出金450万7,000円は、県からの派遣職員にかかる人件費補助及び青少年愛護センター事業に対する県補助金でございます。

4款、財産収入211万円は、減債基金の利子収入であります。

5款、繰入金では、4,689万6,000円を計上しておりますが、減債基金からの繰入金で全額公債費の元金償還に充当いたします。

6款、繰越金では、費目の設定のため1,000円を計上いたしております。

7款、諸収入では、5,126万6,000円を計上いたしておりますが、アルミ、破碎鉄等の再資源化物の売却代金が主なもので、前年度比307万2,000円、6.4%の増を見込んでおります。

次に、2頁の歳出につきましてご説明をいたします。

1款、議会費49万1,000円は、組合議会の運営に要する経費であります。

2款、総務費は職員人件費、行政事務費、青少年愛護センター経費、特別会計繰出金などが主なものであります。組織内部の人事異動に伴う人件費の減額や特別会計への繰出金が減額となったことなどにより、前年度比1,108万5,000円減額の7,526万9,000円となっております。

3款、民生費は、介護保険認定審査会及び障害者介護給付市町村審査会の運営に要する経費で、前年度とほぼ同額の1,277万4,000円

を計上しております。

4 款、衛生費は、ガス化溶解施設、リサイクルプラザ、最終処分場の管理運営に要する経費及び減債基金積立金であります。その内容といたしましては、新たに最終処分場の浸出水処理施設の維持管理業務委託費として1,200万円、最終処分場に関する損害賠償請求のための訴訟委託料78万7,000円を計上したほか、同施設の管理運営費や補修対策費に加えて、職員の内部異動等で約1,500万円を増額しておりますが、一方で、減債基金の積み立てが終了したことにより、2,069万1,000円を減額いたしておりますので、衛生費全体では、前年度比704万8,000円増額の5億5,875万5,000円を計上いたしております。

5 款、公債費では、起債利子の償還に加えて、平成20年度から元金の償還が始まることから、大幅増となったため、前年度比1億3,343万4,000円の増額の2億1,738万1,000円となっております。

6 款、予備費は前年と同額の50万円を計上いたしております。

続きまして、

議案第2号 平成20年度大野・勝山地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算
について説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ563万3,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、1 分の「第1表歳入歳出予算」にて説明を申し上げますので、1 分をお開きください。

歳出からご説明いたします。

1 款、財産収入250万円は、ふるさと市町村圏基金の利子収入で、前年度比105万円の増となっております。

2 款、繰入金283万2,000円は、一般会計か

らの繰入金で、前年度比143万円の減となっております。

3 款、繰越金は1,000円を計上いたしました。

4 款、諸収入30万円は、福井県観光連盟からの助成金であります。

次に、2 分の歳出について説明を申し上げます。

1 款、総務費9万6,000円の主なものは、一般管理費であります。

2 款、ふるさと市町村圏振興事業費553万7,000円は、白山周辺地域などとの交流事業費や奥越前地域の観光推進事業費を計上いたしております。

次に、

議案第3号 平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）

であります。今回の補正は、決算見込み等により所要の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,115万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,289万円とするものでございます。

内容につきましては、1 分の「第1表歳入歳出予算補正」の歳入から説明を申し上げます。

1 款、分担金及び負担金4,360万円の減額は、衛生費の決算見込みにより大野市、勝山市からの負担金を減額するものであります。

2 款、使用料及び手数料700万円の増額は、一般廃棄物の持込手数料収入の増によるものであります。

4 款、財産収入27万7,000円の増額は、減債基金の利息であります。

7 款、諸収入1,516万9,000円の増額は、ア

ルミ、破碎鉄等の再資源化物の売却代の増が主なものであります。

続きまして、2針をお開きください。

歳出について説明を申し上げます。

2款は、節の組み換えによるものであります。

4款、衛生費2,115万4,000円の減額は、ごみ処理施設及び最終処分場の管理運営費の決算見込みにより減額するものであります。

次に、

議案第4号 大野・勝山地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

でございますが、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、当組合の人事行政の公正かつ透明な運営を図るために、その運営状況の公表について所要の事項を定めるため、本案を提出するものでございます。

次に、

議案第5号 大野・勝山地区広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の制定について

でございますが、職員の再任用につきましては、これまでは一般職の職員の定年等に関する条例の中に規定されていましたが、地方公務員法に基づき、職員の再任用に関する単独の条例として新たに制定するものであります。

この条例の制定に合わせまして、附則第3条において、職員の定年等に関する条例から再任用に関する条文を削除いたします。

次に、

議案第6号 大野・勝山地区広域行政事務組合一般職の職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

説明を申し上げます。

少子高齢化が進む中、少子化対策の一環と

して、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、公務においても育児と仕事の両立が可能となるように、これまでの育児休業制度に加えて、小学校就学前までの子を養育するために、短時間勤務制度が創設されましたので、当組合においても同制度を導入するため、関連する条例3本についてそれぞれ所要の改正と合わせて、字句の整備等を行うものでございます。

第1条では、「一般職の職員の育児休業等に関する条例」の改正を、第2条では「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正を、第3条では、「一般職の職員の給与に関する条例」の改正を行っています。

次に、

議案第7号 大野・勝山地区広域行政事務組合特別職の職員の報酬、給料及び費用弁償に関する条例の一部改正について

でございますが、昨年4月の情報公開条例及び個人情報保護条例の施行に伴って設置されました「情報公開・個人情報保護審査会」の委員報酬等を別表中に定めるものでございます。

次に、

議案第8号 大野・勝山地区広域行政事務組合情報公開条例等の一部を改正する条例

についてでございますが、郵政民営化法の施行により、日本郵政公社が廃止されたことにより、「情報公開条例」及び「個人情報保護条例」について、所要の改正と字句の整備を行うものであります。

次に、

議案第9号 大野・勝山地区広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について

でございますが、現行条例の中で、条例その

ものが数条からなる「職員のサービスの宣誓に関する条例」、「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」、「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」並びに「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の4本の条例につきましては、「管理者所在の市の職員の例による」とされています準用規定に替えて、必要な条文をすべて規定し、明確にするため、別紙のとおり改正するものでございます。

合わせて、第5条では、「職員団体の登録に関する条例」について、地方公務員法との引用条項の条ずれと字句の整備を行っています。

なお、これらの条例の制定並びに一部改正は、いずれも平成20年4月1日から施行したいものでございます。

次に、

議案第10号 訴えの提起について
説明を申し上げます。

本案は、当組合の一般廃棄物最終処分場で発生した保有水貯留等の対策実施にかかる損害賠償の支払いを命ずる判決を求める訴えを提起するため、この案を提出するものであります。

事件名は、損害賠償請求事件でございます。

訴訟当事者でございますが、原告は大野・勝山地区広域行政事務組合でございます。

被告は、大阪市西区阿波座1丁目3号15番地、株式会社環境技術研究所、代表取締役横谷宗隆及び京都市中央区壬生坊城町48の3の2の323 篠田公平でございます。

訴訟遂行の方針は、判決の結果、必要がある場合は、上訴するものとし、損害賠償金の支払いが確実であると認められる場合には、和解に応じるものとするものでございます。

以上で、議案第1号から議案第10号についての説明を終わらせていただきます。

○ 議長（畑中章男君）

以上で、本日の日程が全部終了いたしました。

議案に対する質疑並びに一般質問は26日に行います。

質問通告は、明日正午までをお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時37分 散会）